

平成30年9月10日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
手 間 い ら ず 株 式 会 社
代表取締役社長 渡 邊 哲 男

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年9月25日(火曜日)午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年9月26日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル 「EVENT SPACE EBIS303」
『カンファレンススペースA』5階
(前回と会場が異なっております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 第15期(平成29年7月1日から平成30年6月30日まで)
事業報告及び計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役2名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.temairazu.com/ir/news>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

(わが国経済の状況)

当事業年度におけるわが国経済は、経済活動全体では緩やかな回復傾向が続きまし。輸入は増勢が一服となりましたが、前半では横ばいとなっていた輸出は後半には緩やかに回復しました。また、生産活動の回復も続いています。途中、一服傾向にあった個人消費も、堅調な雇用・所得情勢などを受けて回復を見せています。

(当社業績と関連性が高い市場の状況)

アプリケーションサービス事業と関連性がある宿泊旅行業界においては、当事業年度上半期に当たる2017年7月から12月の累計訪日外客数が、前年同期比21.2%増となる1,493万人*となりました。また2018年1月から4月の累計が前年同期を140万人上回る1,051万9千人*となり、これまでで最も早いペースで1,000万人を超えました。当事業年度における累計訪日外客数は3,083万人*となり前年同期比18%増を記録しました。韓国や中国、タイをはじめとするアジア各国からの訪日外客数が大幅に伸びており、アジアからの訪日外客は全訪日外客数の8割を超えています。これは、航空路線の新規就航や増便、チャーター便の就航による航空座席供給量の増加やクルーズ船寄港数の増加の影響であるのと同時に、2017年5月の中国における査証発給要件の緩和に伴う個人旅行需要の高まりも追い風となったためです。

このような事業環境の中で、お客様である宿泊施設がインバウンド需要に対してより多くのチャンネルで対応できるようにアジアを中心とした国外のシステム連携を数多く行いました。国内においても様々な連携を行い、お客様の利便性を高めてまいりました。こうした商品力の強化や新規顧客に向けた営業努力により『TEMAIRAZU』シリーズの各商品の契約施設数を伸ばすことができました。

*日本政府観光局発表の数値に基づき集計

(事業の概況)

当事業年度において、アプリケーションサービス事業は『TEMAIRAZU』シリーズの各商品の契約施設数を順調に増やし、当社全体の業績を牽引しました。この結果、当事業年度の売上高は1,111,432千円（前期比20.8%増）、営業利益は691,804千円（前期比45.0%増）、経常利益は692,371千円（前期比44.7%増）、当期純利益は461,149千円（前期比43.9%増）となりました。

各セグメントの状況は以下のとおりです。

I. アプリケーションサービス事業

当事業年度において、システム連携では、アジアからのインバウンド需要へ向けて、韓国ホールセラーHANATOUR JAPANの宿泊予約システム『JAPANTOMARU』、アジアに強みを持つJWE株式会社の海外旅行代理店向け宿泊予約システム、日本の旅館に重点を置いた韓国の宿泊予約サイト『HOTELONSEN.com』等との連携を開始しました。また、民泊市場への対応として、民泊仲介世界最大手の『Airbnb』をはじめ『AsiaYo』などの予約サイト、『innto』、『accommod』、『suitebook』などの小規模施設向け宿泊管理システム、及びホテル運営者向け民泊導入サービス『m2m Hotels』と連携をしました。国内の予約サイト・サービスでは、熊本の宿泊施設に特化した『おるとくまもと』やバス+宿泊予約の『LIMON』、宿泊施設向けAIとオペレーター双方によるコールセンター機能『triplaチャットボットサービス』との連携など、特徴のある予約サイト・サービスとの連携を行いました。さらには、従前の在庫コントロールの連携とは異なり、商品の発注を担うシステム連携としてケーキの総合宅配サイト『cake.jp』との連携も開始しました。このような新たな分野での連携により、宿泊施設の集客力や客室販売単価の増加とともに、機能性や利便性の向上を図りました。

営業活動においては、昨年度の大阪営業所開設に続き、九州・沖縄地区の営業拠点として福岡営業所を開設しました。福岡営業所のみならず、各拠点において営業人員を増やし、活動地域を広めるとともに地域に根差したきめ細かな営業活動を行い、新規契約及びバージョンアップの獲得に繋げました。また、2018年2月に開催された国際ホテル・レストラン・ショーをはじめ、各地で行われた展示会への出展、セミナーやカンファレンスへの参加等、プロモーションを積極的に行い認知度の向上を図ったことで、全体の売上が順調に推移しました。

この結果、アプリケーションサービス事業の売上高は1,054,211千円（前期比23.5%増）となりました。また、セグメント利益は765,256千円（前期比36.5%増）となりました。

II. インターネットメディア事業

比較サイト『比較.com』においては、広告出稿の最適化やコンテンツの再構築などの抜本的な構造改革を引き続き行いました。掲載サイトを増やすとともに中古品の表示も可能とし、データの充実を図り利用者の利便性を上げることで、セグメント利益を確保しております。

インターネットメディア事業の売上高は57,220千円（前期比13.9%減）、セグメント利益は27,763千円（前期比8.7%増）になりました。

②設備投資の状況

当社ではアプリケーションサービス事業におけるサーバー設備増強のために、7,462千円の設備投資を実施しました。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第12期 (平成27年6月期) | 第13期 (平成28年6月期) | 第14期 (平成29年6月期) | 第15期 (当事業年度) |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 売 上 高 (千円) | 671,512 | 803,653 | 919,771 | 1,111,432 |
| 当期純利益 (千円) | 158,307 | 229,220 | 320,407 | 461,149 |
| 1株当たり 当期純利益 (円) | 24.44 | 35.39 | 49.47 | 71.21 |
| 純 資 産 (千円) | 1,938,794 | 2,151,823 | 2,449,564 | 2,845,883 |
| 総 資 産 (千円) | 2,056,536 | 2,366,103 | 2,604,289 | 3,087,288 |
| 1株当たり 純資産額 (円) | 299.37 | 332.26 | 378.24 | 439.43 |

(3) 重要な子会社の状況

当事業年度では該当事項はありません。なお、連結対象外の子会社であった比較.comサービス有限会社を平成29年10月27日付けで清算終了しました。

(4) 対処すべき課題

今後事業を展開するにあたり、当社が対処すべき課題として認識している点は以下のとおりであります。

① サービスレベルの向上

当社の競争力を強化し、より多くの宿泊施設やインターネットユーザーを獲得するためには、サービスの品質を総合的に高め、充実させることが必要不可欠であると考えております。今後は新規サービスの開発や機能追加を一層進め、より多くの宿泊施設及びインターネットユーザーのニーズに応えられるサービスを目指してまいります。

② 営業力の強化

インターネットの分野において、ウェブ技術等の発達や市場の拡大に伴い、同業界での競争がより激化してまいりました。

このような環境の中、新たな宿泊予約サイトコントローラ利用施設の獲得のための営業力を強化すること、当社の運営する比較サイトの既存取引先との関係強化及び新規取引先を開拓することが必要であると考えております。

③ 優秀な人材の確保及び育成

当社が展開しているビジネスは、従業員一人一人がユーザーの視点でニーズを感じ取り、企画し、ビジネスへと昇華することのできる知識と経験、ビジネスセンスが求められております。すなわち、個人の感性や経験等が事業展開の確実性、スピード、サービス内容の質に影響を及ぼすため、優秀な人材を確保することが経営の重要な課題と認識しております。そこで、優秀な人材にとって魅力ある企業となるため、労働基準法等の関連法令に従った労務管理の実施はもとより、公正な評価基準及び成果に連動した給与体系の構築や教育研修の充実に力を入れてまいります。採用においては、ビジネス経験を重視した中途採用に重点をおきつつも、将来的に会社を担う人物を発掘するために新卒採用も積極的に実施し、人員体制の拡充を図ってまいります。

④組織体制の整備

当社は、高成長を維持し、継続的に企業価値を拡大していくために、事業の規模に見合った経営管理体制の充実が不可欠であると認識しております。そのため適時必要な組織改編を行い、優秀な人材の確保とバランスの取れた組織体制の整備に配慮してまいります。

⑤内部統制の強化及びコーポレート・ガバナンスの充実

当社の組織人員は平成30年6月30日現在において、取締役4名、監査役3名、従業員36名と少なく、内部統制もこの規模に応じた体制となっております。昨今の業務拡大に対応するため、組織体制の整備とともに内部管理体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実及び向上に取り組んでまいります。

また当社は、いかなる場合においても反社会的勢力及びその関係者とは取引や交際をせず、金銭その他の経済的利益を提供しないこと、また、反社会的勢力に対しては組織的に対応することとしております。

社内体制としましては、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署が、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、反社会的勢力との関係を遮断するための組織的取組みを行うとともに、警察庁・都道府県警察本部等との連携等を行うこととしております。反社会的勢力からの不当な要求に対しては、対応を統括する部署が上記機関に相談し対応することとしております。

(5) 主要な事業内容（平成30年6月30日現在）

当社事業の種類別セグメント情報は次のとおりです。

①アプリケーションサービス事業

アプリケーションサービス事業におきましては、主にホテルや旅館等の宿泊施設に対して、宿泊予約サイトコントローラ『TEMAIRAZU』シリーズを中心としたサービスの提供を行っております。宿泊予約サイトコントローラとは、複数の宿泊予約サイト及び自社宿泊予約エンジンの在庫・料金等を一元管理できるサービスです。

②インターネットメディア事業

インターネットメディア事業におきましては、比較サイト『比較.com』を中心とした広告媒体の運営を行っております。『比較.com』においては、ショッピング、プロバイダー、旅行、資産運用といった様々な分野の商品・サービスに関する情報を、インターネットユーザーのニーズに沿って整理し提供しております。また、当社ウェブサイトは、資料請求や見積請求、申込、予約、購買取次等のサービスも提供しております。

(6) 主要な営業所（平成30年6月30日現在）

| 名称 | 所在地 |
|-------|-------------------|
| 本社 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号 |
| 大阪営業所 | 大阪府吹田市 |
| 福岡営業所 | 福岡県福岡市 |

※平成29年8月福岡営業所を開設しました。

(7) 使用人の状況（平成30年6月30日現在）

| 事業部門 | 使用人数 | 前事業年度末比増減 |
|----------------|------|-----------|
| アプリケーションサービス事業 | 29名 | 8名増 |
| インターネットメディア事業 | 2名 | — |
| 全社（共通） | 5名 | 2名減 |
| 合 計 | 36名 | 6名増 |

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 36名 | 6名増 | 33.1歳 | 1.7年 |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年6月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

平成29年9月27日開催の第14回定時株主総会の決議により、平成29年10月1日から会社名を「手間いらず株式会社」に変更いたしました。

2. 株式の状況（平成30年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,476,400株

(3) 株主数 2,651名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|------------|-------|
| 渡邊 哲 男 | 4,960,000株 | 76.6% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 113,900株 | 1.8% |
| 廣田証券株式会社 | 46,394株 | 0.7% |
| 樋口 毅 | 40,800株 | 0.6% |
| 山口 憲 一 | 40,300株 | 0.6% |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社 | 36,700株 | 0.6% |
| G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L | 33,540株 | 0.5% |
| BYN GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 31,560株 | 0.5% |
| BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD | 23,710株 | 0.4% |
| 嶋 原 秀 文 | 20,100株 | 0.3% |

(注) 持株比率は、自己株式（140株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年6月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年6月30日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 渡 邊 哲 男 | |
| 取 締 役 | 木 内 健 二 | 管理部長 |
| 取 締 役 | 鈴 木 一 夫 | 弁護士 |
| 取 締 役 | 洲 崎 智 広 | 株式会社フォーシーズホールディングス 代表取締役社長 株式会社アイ・コーリング 取締役 株式会社日本ビジネスイノベーション 社外取締役 株式会社テクノブラッド 監査役 |
| 常 勤 監 査 役 | 長 又 義 郎 | |
| 監 査 役 | 山 本 祐 紀 | 税理士 株式会社ローツェ・コンサルティング 代表取締役 山本祐紀税理士事務所 所長 |
| 監 査 役 | 井 関 貴 博 | 株式会社E Cホールディングス 代表取締役 ジェイフロンティア株式会社 取締役 |

- (注) 1. 取締役鈴木一夫氏及び取締役洲崎智広氏は、社外取締役であります。なお、当社は鈴木一夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役長又義郎氏、監査役山本祐紀氏及び監査役井関貴博氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山本祐紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づいた損害賠償責任の限度額は1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 |
|-----------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役 | 4名 | 23,460千円 |
| 監 査 役 | 3名 | 5,805千円 |
| 合 計 (うち社外役員) | 7名 (5名) | 29,265千円 (8,385千円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年12月15日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年12月15日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額とは別枠にて、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、平成19年9月27日開催の第4回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を含む。）につき年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役洲崎智広氏は、株式会社フォーシーズホールディングスの代表取締役社長、株式会社アイ・コーリングの取締役、株式会社日本ビジネスイノベーションの社外取締役並びに株式会社テクノブラッドの監査役であります。前記各社と当社との重要な取引等の関係はありません。
- ・ 監査役山本祐紀氏は、株式会社ローツェ・コンサルティングの代表取締役、山本祐紀税理士事務所の所長を兼務しております。なお、前記同社及び同事務所と当社との重要な取引等の関係はありません。
- ・ 監査役井関貴博氏は、株式会社E Cホールディングスの代表取締役、ジェイフロンティア株式会社の取締役であります。前記各社と当社との重要な取引等の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| | | 取締役会（18回開催） | | 監査役会（12回開催） | |
|-----|------|-------------|------|-------------|------|
| | | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取締役 | 鈴木一夫 | 18回 | 100% | - | - |
| 取締役 | 洲崎智広 | 17回 | 94% | - | - |
| 監査役 | 長又義郎 | 16回 | 89% | 12回 | 100% |
| 監査役 | 山本祐紀 | 18回 | 100% | 12回 | 100% |
| 監査役 | 井関貴博 | 13回 | 72% | 8回 | 67% |

（取締役会及び監査役会における発言の状況）

- ・取締役鈴木一夫氏は、弁護士としての専門的な見地から、取締役会において、意思決定の適正性、妥当性を確保するための発言を行っております。
- ・取締役洲崎智広氏は、経営全般についての豊富な経験から、取締役会において、経営判断、意思決定に必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役長又義郎氏は、長年にわたる監査役としての経験から、取締役会において、議案審議に必要な助言・提言を行っております。また、監査役会において、常勤監査役として監査状況の報告及び取締役の職務執行全般に係る事項等に関して発言しております。
- ・監査役山本祐紀氏は、税理士としての専門的な見地から、取締役会において、意思決定の適正性、妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、主に財務・会計の見地から取締役の職務執行に係る事項等について幅広く発言しております。
- ・監査役井関貴博氏は、企業経営者としての豊富な経験を活かし、取締役会において、取締役の職務執行及び取締役会の決議が適法性、妥当性を確保するよう適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において、主にコンプライアンス・リスク管理等の見地から取締役の職務執行に係る事項について発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 13,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、職務の執行が、法令、定款並びに社会規範・倫理、社内規程等に適合することを確保し、適正かつ健全に行われるためのコンプライアンス体制を構築いたします。コンプライアンス体制の徹底を図るため、経営企画室が全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努めます。

また、内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、各部署の職務執行に関するコンプライアンスの遵守状況等について監査し、その内容について代表取締役及び監査役に報告いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従い適切に保存・管理いたします。取締役、監査役及び内部監査担当者から要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク（コンプライアンス、財務、法務、環境、品質、災害、情報セキュリティ等）については、それぞれの対応部署にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を適時行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画室が行い、その実効性を確保いたします。

新たに生じた重要なリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限並びに意思決定のルールを職務分掌規程、職務権限規程等に明確に定め、適切に権限を委譲し効率的に職務を遂行いたします。取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は取締役会規程に定め、その他の重要事項の審議若しくは決定を行う機関として、関連する社内規程に従い各機関を設置いたします。

ロ 中期経営計画及び単年度の経営計画に基づき、各部署において目標達成に向けて職務を遂行することとし、毎月開催される取締役会において月次業績のレビューを行い、必要に応じて改善策、目標修正を講じます。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業全体における業務の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社を適切に管理いたします。また、内部監査担当者は必要に応じて、全体の内部統制の有効性について監査を行います。

⑥監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、内部監査担当者と協議の上、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととします。また、監査役の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、任命、異動、人事考課等については、監査役の同意を得た上で決定するものとしします。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、法定の事項以外に、取締役の不正行為、法令・定款違反等重要な事項については、監査役に対し、速やかに報告を行うものとしします。また、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。さらに、監査役に報告をした者に対し報告をしたことを理由として不利な扱いをしないこととします。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査法人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して当社の監査の実効性を確保するものとしします。また、監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項に関しても、取締役及び使用人並びに監査法人に対して報告を求めることができることとします。

⑨当社監査役の職務執行のための費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のため、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内部統制担当部署がその運用状況を随時モニタリングしております。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの運用に努めております。また、全社員へ教育・研修を定期的に行うことで、コンプライアンス意識の周知徹底を図っております。

リスク管理につきましては、効果的・効率的に進めるため、リスク種別ごとの責任部署による対応を基本とする体制をとっておりますが、その対応状況については、取締役会等でフォローを行っております。

(注) 本事業報告の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 流動資産 | 3,044,865 | 流動負債 | 241,404 |
| 現金及び預金 | 2,852,553 | 未払金 | 20,790 |
| 売掛金 | 181,173 | 未払費用 | 10,426 |
| 前渡金 | 1,038 | 未払法人税等 | 170,442 |
| 前払費用 | 4,051 | 未払消費税等 | 28,891 |
| 繰延税金資産 | 11,319 | 前受金 | 3,629 |
| その他 | 48 | 預り金 | 6,805 |
| 貸倒引当金 | △5,319 | 未払配当金 | 417 |
| 固定資産 | 42,422 | 負債合計 | 241,404 |
| | | 純資産の部 | |
| 有形固定資産 | 6,373 | 株主資本 | 2,845,883 |
| 工具、器具及び備品 | 6,373 | 資本金 | 709,262 |
| 無形固定資産 | 611 | 資本剰余金 | 1,000,262 |
| ソフトウェア | 611 | 資本準備金 | 1,000,262 |
| 投資その他の資産 | 35,437 | 利益剰余金 | 1,136,501 |
| 敷金及び保証金 | 20,548 | その他利益剰余金 | 1,136,501 |
| 繰延税金資産 | 14,613 | 繰越利益剰余金 | 1,136,501 |
| その他 | 8,230 | 自己株式 | △142 |
| 貸倒引当金 | △7,954 | 純資産合計 | 2,845,883 |
| 資産合計 | 3,087,288 | 負債純資産合計 | 3,087,288 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 1,111,432 |
| 売 上 原 価 | | 96,532 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,014,899 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 323,095 |
| 営 業 利 益 | | 691,804 |
| 営 業 外 収 益 | | 589 |
| 受 取 利 息 | 319 | |
| そ の 他 | 270 | |
| 営 業 外 費 用 | | 22 |
| そ の 他 | 22 | |
| 経 常 利 益 | | 692,371 |
| 特 別 利 益 | | 1,224 |
| 子 会 社 清 算 益 | 1,224 | |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 693,595 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 243,291 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △10,844 | |
| 当 期 純 利 益 | | 461,149 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|-----------------------|---------|-----------|---------------------|------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 709,262 | 1,000,262 | 740,114 | △75 | 2,449,564 | 2,449,564 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △64,762 | | △64,762 | △64,762 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △67 | △67 | △67 |
| 当 期 純 利 益 | | | 461,149 | | 461,149 | 461,149 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計 | － | － | 396,386 | △67 | 396,319 | 396,319 |
| 当 期 末 残 高 | 709,262 | 1,000,262 | 1,136,501 | △142 | 2,845,883 | 2,845,883 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 5～6年

②無形固定資産 定額法によっております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

25,724千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 6,476,400株 | 一株 | 一株 | 6,476,400株 |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 116株 | 24株 | 一株 | 140株 |

(注) 自己株式数の増加は単元未満株式の買い取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成29年9月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 64百万円 | 10円 | 平成29年6月30日 | 平成29年9月28日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成30年9月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 93百万円 | 14.5円 | 平成30年6月30日 | 平成30年9月27日 |

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動によるキャッシュ・フローのほか、これまで蓄積してきた内部留保を財源に経営を行っており、原則として借入金に依存しておりません。一時的な余資については短期的な預金等に限定し運用しております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金、敷金及び保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、債権管理業務マニュアルに従い、営業債権について、顧客ごとに残高を管理し、約定期限を過ぎた債権については、その原因及び回収予定の把握を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------|--------------|-----------|--------|
| (1)現金及び預金 | 2,852,553 | 2,852,553 | — |
| (2)売掛金 | 181,173 | 181,173 | — |
| (3)敷金及び保証金 | 20,548 | 18,215 | △2,332 |
| 資産計 | 3,054,274 | 3,051,942 | △2,332 |
| (4)未払金 | 20,790 | 20,790 | — |
| (5)未払法人税等 | 170,442 | 170,442 | — |
| (6)未払消費税等 | 28,891 | 28,891 | — |
| 負債計 | 220,124 | 220,124 | — |

(注)金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

この時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割引いて算定する方法によっております。

(4) 未払金、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|------------|----------------|
| 貸倒引当金繰入超過額 | 4,064千円 |
| 未払事業税 | 8,458千円 |
| ソフトウェア償却額 | 7,448千円 |
| 均等償却額 | 1,139千円 |
| 減価償却超過額 | 556千円 |
| 資産除去債務 | 2,939千円 |
| その他 | 1,327千円 |
| 繰延税金資産合計 | <hr/> 25,932千円 |

6. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要なものではありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 439円43銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 71円21銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 8 月10日

手間いらず株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 下条修司 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中山太一 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、手間いらず株式会社（旧会社名 比較.com株式会社）の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針・計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 8 月24日

手間いらず株式会社 監査役会

常勤監査役 長 又 義 郎 ⑩
(社外監査役)

社外監査役 山 本 祐 紀 ⑩

社外監査役 井 関 貴 博 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、将来の成長のための投資や事業展開の状況、各期の経営成績及び財政状態といった点を総合的に勘案しながら、株主の皆様への利益還元策を柔軟に検討する必要があると考えており、次のとおり配当を実施する予定であります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金14.5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は93,905,770円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年9月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役渡邊哲男氏、鈴木一夫氏が任期満了となります。つきましては、改めて取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式の数 |
|-------|-------------------------------------|--|---------------------|
| 1 | わたなべ てつお 渡邊 哲男 (昭和46年10月16日生) | 平成10年4月 CSKベンチャーキャピタル株式会社 (現・株式会社ウィズ・パートナーズ) 入社 平成15年8月 比較.com株式会社(現・当社) 設立 代表取締役社長就任(現任) | 4,960,000株 |
| 2 | すずき かずお 鈴木 一夫 (昭和47年8月4日生) | 平成10年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成10年4月 藤光・鈴木法律事務所入所 平成22年9月 当社社外取締役就任(現任) | — |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 鈴木一夫氏は、社外取締役候補者であり、かつ、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって8年です。

なお、当社は鈴木一夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

3. 鈴木一夫氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を当社の経営全般に活かしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。

4. 当社は、鈴木一夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 渡邊哲男氏は、当社の大株主であり、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等に当たります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式の数 |
|------------------------------------|--|---------------------|
| いけだ かずお 池田 一男 (昭和34年10月16日生) | 昭和53年4月 住友銀行（現三井住友銀行）入行 平成16年12月 日本電産入社 平成17年11月 株式会社A Z E入社 執行役員管理本部長 平成19年4月 Christman, Peters & Madden入社 Senior Advisor 平成23年9月 株式会社メタボスクリーン入社 取締役CFO 平成23年5月 スキューズ株式会社入社 管理本部長CFO 平成27年4月 株式会社グッドサイクルシステム入社 平成27年5月 同社常勤監査役 平成28年2月 同社取締役管理本部長 平成30年5月 同社取締役退任 | — |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 池田一男氏は補欠社外監査役候補者であります。
3. 池田一男氏を補欠社外監査役候補者とした理由は、同氏は米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したためです。
4. 池田一男氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成17年12月15日開催の当社臨時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）としてご承認をいただいております。また、平成19年9月27日開催の当社第4回定時株主総会において、上記報酬等の額とは別枠にて、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、当社の取締役（社外取締役を含む。）につき年額5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）としてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に代えて、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額2千万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付すること

により、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数23,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル 「EVENT SPACE EBiS303」
『カンファレンススペースA』5階
0120-303557 (代表)



- 交通アクセス JR恵比寿駅東口から徒歩約3分
地下鉄日比谷線恵比寿駅1番出口から徒歩約4分